

事務連絡
令和4年3月28日

市内指定認知症対応型共同生活介護 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長

指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る
手続きについて（通知）

日頃から、本市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外部評価の実施回数の緩和措置の適用を受けるためには、各事業所から本市への申請が必要となりますが、提出期限を下記のとおりとさせていただきますので、手続き漏れのないようお願いいたします。

1 提出期限

令和4年度緩和適用分：令和4年5月31日（火）消印有効 まで

※令和3年度以降、各事業所から市への提出期限は4月15日となっておりますが、新型コロナウイルス流行による影響等を踏まえ、期限が延長されています。

2 申請書の様式について

ホームページ等には掲載しておりませんので、希望する場合は下記の宛先にメールを送信してください。メールに返信する形で様式をお送りいたします。

（1）メールの宛先、件名

宛先：40kosui@city.kawasaki.jp

件名：**【様式希望】** 令和4年度外部評価の実施回数の緩和について

（2）本文

メール本文に**【事業所名、事業所番号、担当者名】**を記載してください。

（高齢者事業推進課事業者指導係 担当）

電話：044-200-0456

FAX：044-200-3926

メール：40kosui@city.kawasaki.jp